

令和５年度「箕輪町地域防災計画」の主な修正について

1 修正にあたっての考え方

- ・ 県の防災計画等の修正事項及び箕輪町の取組を反映しました。
- ・ 令和６年能登半島地震を踏まえた計画の見直しは、次回の修正時に行う予定です。

2 主な修正事項

主 な 修 正 内 容
(1) 多様な主体と連携した被災者支援 ア 災害中間支援組織の育成・強化（風水害対策編第２章第３７節） ○ 長野県災害時支援ネットワークとの協力及びその機能強化を記載 ○ 行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ等の三者連携等について記載 ○ 官民連携による被災者支援の強化に向けて、既に取り組んでいる内容を追記 イ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化（風水害対策編第２章第３７節） ○ 災害ボランティアセンターを運営する者との役割分担を記載 ○ 地域防災計画への記載や協定の締結によるセンター設置予定場所の明確化について記載 ○ 県、町、社会福祉協議会との連携を明文化 ウ 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備 (風水害対策編第３章第１２節ほか) ○ 被災者に対するきめ細やかな支援の仕組みの整備を記載 ○ 被災者支援のための人材育成制度の整備等について記載 ○ 「災害ケースマネジメント実施の手引き」（内閣府）が公表されたことを踏まえ、上記の内容を追記したもの (2) 住民への情報伝達 ア 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達（震災対策編第３章第１節ほか） ○ 住民に伝達する地震情報に長周期地震動階級を追記 ○ 気象庁が発表する緊急地震速報の発表基準に、長周期地震動階級が追加されたことを踏まえ、震災対策編に追記したもの

イ 障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進（震災対策編第3章第11節）

- 障がい者への情報伝達体制の整備を記載
- 多様な手段による緊急通報の仕組みの整備について記載

（３）その他 ～ 最近の施策の進展等、関連する法令の改正を踏まえた修正 ～

- 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術を活用
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策
- 緊急通行車両標章等交付の制度変更
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

（４）町独自の修正

- セーフコミュニティに関する記述を削除
- 火山災害に関する事項を新規に登録

3 今後の方針

「箕輪町地域防災計画」がより実効性のあるものとなるよう、今後も、訓練等を通じて課題の検証・検討を行い、必要に応じ「箕輪町地域防災計画」の修正を行います。

また、県の「地域防災計画」が修正された場合には、整合性を保つために、必要箇所を「箕輪町地域防災計画」へ反映する予定です。

以 上